お知らせ

南あわじ市役所
総合窓口センター
緑　庁舎☎44-3001
西淡庁舎☎37-3011
三原庁舎☎43-5021
南淡庁舎☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局☎43-5005
市長公室☎43-5002
総務部
総務課☎43-5001
防災課☎43-5006
情報課☎43-5003
さんさんネット☎43-2345
選挙管理委員会事務局☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課☎44-3002
長寿福祉課☎44-3005
保険課☎44-3003
健康課☎44-3004
少子対策課☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課☎37-3012
企業誘致課☎37-3046
水産振興課☎37-3013
都市整備部
管理課☎37-3014
建設課☎37-3015
都市計画課☎37-3016
教育委員会（教育部）
教育総務課☎37-3017
学校教育課☎37-3018
人権教育課☎37-3019
生涯学習文化振興課☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課☎43-5023
税務課☎43-5022
収税課☎43-5034
生活環境課☎43-5024
農業振興部
農林振興課☎43-5025
農地整備課☎43-5026
地籍調査課☎43-5027
農業共済課☎42-6210
農業委員会事務局☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課☎50-3033
管財課☎50-3034
下水道部
企業経営課☎50-3036
下水道課☎50-3039
下水道加入促進課☎50-3041
会計課☎50-3040
監査委員事務局☎50-3050

市営分譲宅地の販売

みどりが丘団地
松帆西路団地

今年度3区画の申し込みをいただき、残りわずかとなりました。

お気軽にお電話ください。

随時、現地をご案内します。

問企業誘致課☎37・3046

▼みどりが丘団地

区画数	3区画(約152～218㎡)
販売価格	498～863万円
単価(㎡)	32,700～39,500円

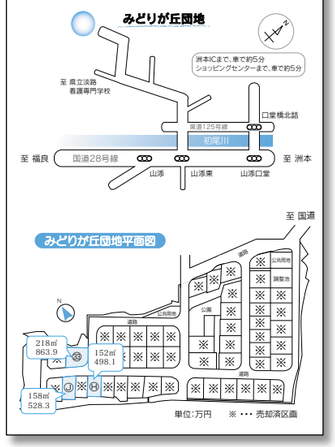

▼松帆西路団地

区画数	2区画(約222、228㎡)
販売価格	633、649万円
単価(㎡)	28,500円

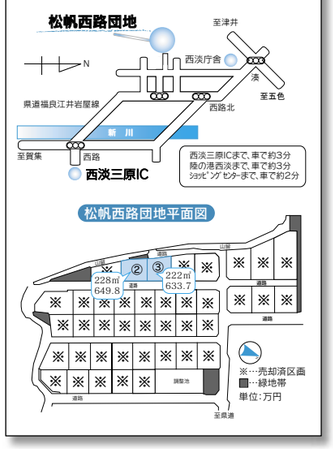

成人式

日時 翌年1月8日(日)
午後1時30分～

場所 文化体育館

対象 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの人

※案内状の送付は行いません

問生涯学習文化振興課☎37・3020

※市内に住民票をおいていない人も参加できます

相続等に係る保険年金の特別還付金

相続又は贈与等に係る保険年金の保険金を受給していた人で、所得申告により平成13～17年度までの市県民税、国民健康保険税を納めすぎとなっている人へ特別還付金を支給します。該当者は税務課へ手続きをお願いします。

必要なもの

❶生命保険会社から税務手続き用に発行された書類

❷印鑑及び本人名義の銀行口座のわかるもの

❸税務署で所得税の特別還付金の申請手続きをされた人は、特別還付金決定決議書・特別還付金の計算明細書や相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算書

申請期限 翌年6月29日(金)まで

問税務課☎43・5022

個人事業税2期

納期限は **11月30日(水)**

納税は口座振替が便利です。

問洲本県税事務所☎26・2026

固定資産税4期

納期限は **11月30日(水)**

納税は口座振替が便利です。

問税務課☎43・5022
収税課☎43・5034

固定資産税係からのお願い

狩猟シーズン到来

11月15日（火）～翌年2月15日（水）まで、狩猟が解禁となります。入山者、狩猟者は次のことに注意してください。

❶入山者は、目立つ服装を心がけてください

▲捕獲されたイノシシ

❷狩猟者は、ルールを守り狩猟事故ゼロをめざしましょう

※ニホンジカ、イノシシの猟期は県全域で3月15日（木）までとなっています

▲狩猟者と猟犬

問農林振興課☎43・5025

家庭用品等修理会を開催します

壊れた日用品の修理会を次のとおり行います。（有料）

修理会の日時・場所

❶**南淡公民館**＝11月2日（水）午前9時～正午

❷**三原公民館**＝11月5日（土）午前9時～正午

❸**西淡公民館**＝11月9日（水）午前9時～正午

❹**緑市民センター**＝11月12日（土）午前9時～正午

修理品の返却日時

修理品受付会の翌日。返却時間は❶＝午後2時～4時❷～❹＝午後3時～5時。

修理ができる品

包丁類、ハサミ類、カンナ類砥ぎ、なべ、ヤカンの鋳掛、洋傘の骨折れ・曲り

※コード・コンセントは、南淡公民館のみ受付け

※修理対象品でも一部修理不可能なものがあります

※受付した場所での返却となります

問淡路消費者団体連絡協議会☎26・3360
消費者協会（商工観光課内）☎37・3012

個人住民税の特別徴収制度

住民税の特別徴収とは、給与を受け取る際に所得税と同様に住民税が天引きされ、給与支払者（会社等）が従業員に代わって住民税を納める制度です。本人が年4回納める普通徴収に比べ、納め忘れがなくなり、年12回の支払いになるので1回あたりの金額が少なくて済みます。特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

問税務課☎43・5022

税を考える週間

◆11月11日(金)～25日(金)

国税庁では、本年度「e-Tax（イータックス）の利用促進」に積極的に取り組んでいます。期間中、洲本税務署内で、税に関するポスター、中・高校生の作文の入賞作品の展示を予定しています。

問洲本税務署☎24・1212

※税の情報は国税庁HPにも掲載されています

年末のし尿処理、予約はお早めに！

年内の浄化槽や汲み取り式の便所の清掃は、下表の事業者までご予約ください。

申込期間

❶大型浄化槽（20人槽以上）＝11月18日（金）まで

❷汲み取り式便所・小型浄化槽＝12月9日（金）まで

認可業者の一覧表受付業者

認可業者	電話	地域 緑	西淡	三原	南淡
西淡清掃	39-0773		●		
サンスイ	42-2213		●	●	
南淡衛生社	52-0692		●		●
洲本衛生公社	22-0098	●	●		●
中谷清掃	22-2609		●		
さくら清掃	52-0451	●	●	●	●
淡路清掃社	45-0413	●	●		
全淡水質管理センター	42-1415			●	

「親切・丁寧・安心・適正」の解体工事はお任せください!!
小さな小屋から大きなビルまで、どんな建物でも解体します。

お気軽にご相談を…
※お見積もりは無料です
松井開発運輸㈱

南あわじ市湊1354　TEL 0799-36-5078
広告